

## 参 考 资 料

## 用語解説集

### 【あ行】

#### ○Is 値

Is 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。

一般的な Is 値の目安は以下のとおりです。（旧建設省告示）

Is 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い

Is 値 0.3 以上 0.6 未満……………破壊する危険性がある

Is 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

#### ○大津市総合計画

本計画は、大津市の行政を総合的かつ計画的に推進していくための、すべての行政分野にわたる全体的かつ長期的で、最も上位に位置づけられる計画です。行政各分野の計画は、総合計画の考え方に基づいて策定します。

計画は、「基本構想」と「実行計画」で構成されています。「基本構想」は、今後のまちづくりにおいて目指す姿である将来都市像と、その実現のための方針や政策等を定めた長期的な構想で、計画期間は平成 29 年度から令和 10 年度までの 12 年間を対象としています。「実行計画」は、基本構想に掲げられた将来都市像等を実現するために、基本構想の計画期間を 4 年ごと、3 期に分割し、各期間で取り組む具体的施策等を示したものとなっています。

#### ○大津市地域防災計画

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、大津市防災会議が、大津市の地域に係る災害（地震災害、風水害等すべての災害）に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を 総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

#### ○大津市都市計画マスタープラン

この計画は、上位計画となる「大津市総合計画」の中で特に都市計画に関わる部分や、県が定める「都市計画区域マスタープラン」などを踏まえつつ、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものであり、都市計画法第 18 条の 2 に掲げられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

## ○大津市住宅マネジメント計画

この計画は、「大津市総合計画」に基づき住宅施策に係る実施計画であり、住生活基本法に基づく国・県の「住生活基本計画」、「大津市都市計画マスタープラン」等の上位計画との調整と「公共施設適正化計画」との整合を図りつつ、市営住宅の供給等に係る各種の施策を推進していくための具体的な方向性を示すものです。

## 【か行】

### ○活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。（「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）による）

### ○既存耐震不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物。違反建築物ではありませんが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければなりません。

### ○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

緊急輸送道路には、広域緊急輸送道路（主に国道、県道）、地域緊急輸送道路（主に市道、現在、大津市では指定されていません）があります。

### ○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。以降、下記の改正が行われています。

平成 25 年 11 月 25 日施行：建築物の耐震改修を促進する取組みを強化する措置が講じられました。

平成 31 年 1 月 1 日施行：避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられました。

## ○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切です。

## ○国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第 10 条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもので、脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定めています。

この中で、国土強靱化の基本目標として、「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」があげられています。また、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担うとされています。

## ○国土強靱化アクションプラン 2018

このアクションプランは、国土強靱化基本計画に基づき、国土強靱化推進本部が定めたもので、毎年度、概ね向こう 1 年間に取り組むべき具体的施策をアクションプランとして策定 (Plan)、計画的に実施 (Do)、結果を評価 (Check) し、その上で、進捗状況に応じた修正及び必要な新規施策の追加等の改善 (Action) を行い次年度のアクションプランにつなげるという PDCA サイクルを実践・徹底するとともに、策定から 5 年目を迎える国土強靱化基本計画の見直しにも反映させていくこととされています。

## 【さ行】

### ○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋かいや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

### ○滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画

この計画は、地震防災計画（震災対策編）災害応急対策計画に基づき計画されたもので、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の策定に当たっては、この地域防災計画を基本として検討することにより、関係機関と連動した緊急輸送の体系化を図り、滋賀県における防災対策の推進を図るものです。

この計画書の中で、第 1 次緊急輸送道路及び第 2 次緊急輸送道路が指定されています。

## ○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、滋賀県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指します。

## ○上部構造評点

木造住宅の耐震診断では、現地調査及び設計図書に基づいて建物の構造強度を計算して、その結果を上部構造評点として示します。

上部構造評点は、1階、2階、3階それぞれの階のX方向（例えば東西方向）、Y方向（例えば南北方向）毎に算出されますが、それらの評点のうち最小の評点をその建物の評点とします。建物によっては1階ではなく2階が最小評点を示すこともあります。

なお、上部構造評点は、木造建物の耐震強度を端的に示してくれる指標ですが、指標に過ぎないと考え、耐震改修の専門家に依頼して、建物が抱えている弱点や問題点を解決するようにしていくことが望ましいとされています。

## ○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられており、評価基準日は平成19（2007）年1月1日の値です。

## ○住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

## ○ソフト面での対策（⇔ハード面での対策）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

## 【た行】

### ○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

## ○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

## ○耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

参考資料 1 ページ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を参照ください。

## ○耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年 マグニチュード 7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じてても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

## ○耐震化率

（住宅の耐震化率）

住宅の耐震化率は、市域の居住する総戸数に対する耐震性のある住居に居住する戸数の割合として表されています。従って、マンション等の共同住宅では、1 棟に複数の戸数が居住しているため、耐震性のある住居棟数の割合を表したものではありません。

（特定建築物の耐震化率）

特定建築物の耐震化率は、特定既存不適格建築物の用途、規模要件に該当する建築物（棟数）の総数に対する耐震性のある建築物（棟数）の割合です。

## ○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

## ○伝統構法

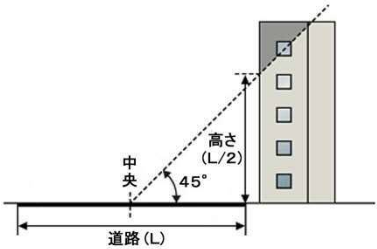
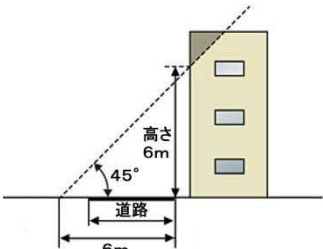
昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が活かされた構法です。

地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

## ○通行障害建築物

道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）（付表1参照）。

付表1 通行障害建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急輸送道路の幅員が12mを越える場合	道路幅員の1/2より高い建築物	
面している緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合	6mより高い建築物	

## ○特定既存耐震不適格建築物

建築した時には地震に対する安全性に係る建築基準法又は条例などの規定に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物のうち、一定以上の規模で多数の者が利用する建築物、一定の数量以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物及び県や市の耐震改修促進計画に記載された道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）（付表1参照）。

## ○特定建築物

一定以上の規模で多数の者が利用する建築物、一定の数量以上の危険物を貯蔵又は処理する建築物及び県や市の耐震改修促進計画に記載された道路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）（付表1参照）です。

## 【な行】

### ○ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

## ○南海トラフ地震

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれます。それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時または時間差で発生する場合があります。

また、今後 30 年以内の発生確率は 70%、地震の規模はマグニチュード 8~9 とされており、想定震源域全体を震源とする東海から九州にかけて甚大な被害を及ぼす最大クラスの地震が起こる可能性もあります。

## 【は行】

### ○ハード面での対策（⇔ソフト面での対策）

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。

一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

## ○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

## ○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

## ○避難路

避難路は住宅や事業所等から大津市地域防災計画に定める指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所に至る道路とし、別途、大津市ブロック塀等の撤去促進事業費補助金交付要綱に定めています。

## ○琵琶湖西岸断層帯地震

琵琶湖西岸断層帯は、高島市マキノ市から大津市に至る活断層で、長さ約 59km に渡ります。今後 30 年以内の地震発生確率は最大 3%とされており、全国的にみて発生確率が高い地震といえます。想定されている地震の規模は、マグニチュード 7.2~7.3 程度になります。



## 【ま行】

### ○三方・花折断層帯地震

花折岸断層帯は、高島市今津町から宇治市に至る活断層で、長さ約 58km に渡ります。今後 30 年以内の地震発生確率は最大 0.6%とされており、全国的にみて発生確率がやや高い地震といえます。想定されている地震の規模は、マグニチュード 7.2～7.3 程度になります。

## 【や行】

### ○要緊急安全確認大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（耐震改修促進法）の改正法が、2013 年（平成 25 年）11 月 25 日に施行され、大規模な建築物について、耐震診断を実施し、2015 年（平成 27 年）12 月 31 日までにその結果を報告することが義務付けられました。

該当する建築物は、特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び危険物の貯蔵場、処理場の用途に供する建築物のうち大規模なものが耐震診断の義務付け対象（要緊急安全確認大規模建築物）となっています（図表 1-2 参照）。

また、原則として、1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工した建築物（同年 6 月 1 日以後に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）が対象となっています。

### ○要安全確認計画記載建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（耐震改修促進法）の改正法が、2013 年（平成 25 年）11 月 25 日に施行され、下記に該当する建築物について耐震診断結果の報告を義務付けられました。

